

最大50万円

事業費の2分の1を補助します

商店街を中心とする区内中小店舗の売上アップに向け、経営を客観的に見直し売上の向上を図るために必要な直接的な設備投資と店舗改修等に要する経費の一部を補助します。また個店で実施するイベント事業や商品、または商品名により区の魅力を発信できる商品開発に対し補助を行います。

令和7年度新設 お店の活力創出 支援事業補助金 ご案内

01 設備・備品等 購入事業

生産力、販売力向上につながる機械設備、備品等の購入、設置工事又は改造を行う事業

02 店舗改修事業

集客力の向上を目的とした店舗改修及び、改修に伴い必要な設備、備品等を購入する事業

03 イベント・ 商品開発事業

売上、知名度向上、人材交流を目的とした店舗が主催するイベント。商品名により区の魅力を発信できる商品開発事業

補助対象事業	補助率	補助限度額	補助対象者
設備・備品等購入、 店舗改修	1/2	50万円	・江東区商店街連合会加盟商店会の会員店舗 <u>または</u> ことみせ登録店 <u>かつ</u> 区内共通商品券取扱店 ・引き続き3年以上継続して営業していること
イベント・商品開発			・江東区商店街連合会加盟商店会の会員店舗 <u>または</u> ことみせ登録店

※上記に該当する場合であっても、チェーン店・フランチャイズ店、風営法の適用を受ける店舗は対象外

●対象とならないもの

- ・汎用性の高い事務用機器(PC、タブレット、スマートフォン、プリンター等)
- ・店舗に既にある同機能のもの
- ・定期的な買い替えや修繕等、ランニングコストと捉えられるもの
- ・イベントのすべてを委託するもの
- ・申込前に支払ったもの

●申込期限

- ・商品開発事業：令和7年11月30日まで(予算上限に達した場合は早期に終了)
- ・その他事業：予算上限に達し次第終了

※申請書の作成には、区より店舗へ派遣される中小企業支援員との相談が必須です。(イベント事業を除く)

お問合せ
江東区 地域振興部
経済課 商業振興係

所在地：〒135-8383
江東区東陽4-11-28(区役所本庁舎4階30番窓口)
電話番号：03-3647-9502
FAX：03-3647-8442
メール：0602070@city.koto.lg.jp



詳細は区HPをチェック！